

基準 17 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準

- 1 規則第18条第4項第1号及び第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項において準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、天井面又は長辺を含む二面以上の壁面に次のいずれかの開口部を有する場所であること。
 - (1) 常時外気に直接開放されている開口部の面積の合計が、当該床面積の15%以上である場所
 - (2) 防火対象物の1階又は避難階の部分で、外気に直接面する開口部で、地上から容易に手動操作又は遠隔操作により同時に開放することができるものの面積の合計が、当該床面積の20%以上である場所
- 2 前項の開口部は、次の各号によるよう指導すること。
 - (1) 隣地境界線又は同一敷地内にある他の建築物等の外壁から0.3m以上離れていること。
 - (2) 開口部面積の合計の1/2以上は、壁面の天井面から下方2m以内の部分又は天井面部分に設けられたものの面積の合計であること。
- 3 基準32による排煙設備（排煙機により有効に排煙できるもので、直接外気に接している排煙口によるもの及び地階を除く。）が設けられたものについては、十分換気ができるものとして、前記1項、2項によらないことができるものとする。
- 4 「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術基準」（平成16年消防庁告示第12号）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」の取扱いについては各論第2、基準B1によること。
- 5 多段式の自走式自動車車庫のうち、平成21年3月31日、消防予第129号によるものについては、前記1項、2項によらないことができるものとする。

参考（消防予第129号一部抜粋）

 - (1) 次のすべてに適合する場合
 - ア 特殊構造方法等認定（建築基準法第68条の26）に基づき、耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定（建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び第4項）を受けていること。
 - ※ 耐火建築物の主要構造部が耐火性能検証法による基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けた建築物でかつ、当該建築物の開口部に設けられた防火設備が防火区画検証法による基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けた建築物
 - イ 自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性は、次の（ア）から（ウ）全ての基準を満たすこと。ただし、外周部に面して設けられる付帯施設（管理室等）が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられた自動車の移動用スロープ部で、当該スロープ部の段差部に延焼防止壁等が設けられている場合、延焼防止壁等を外周部に投影した当該部分の開口部については、開口部とみなさない。

（第17-1図及び第17-2図参照）

- (ア) 常時外気に直接開放されていること。
- (イ) 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上かつ、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。
- (ウ) 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部が確保されていること。(第17-1図参照)

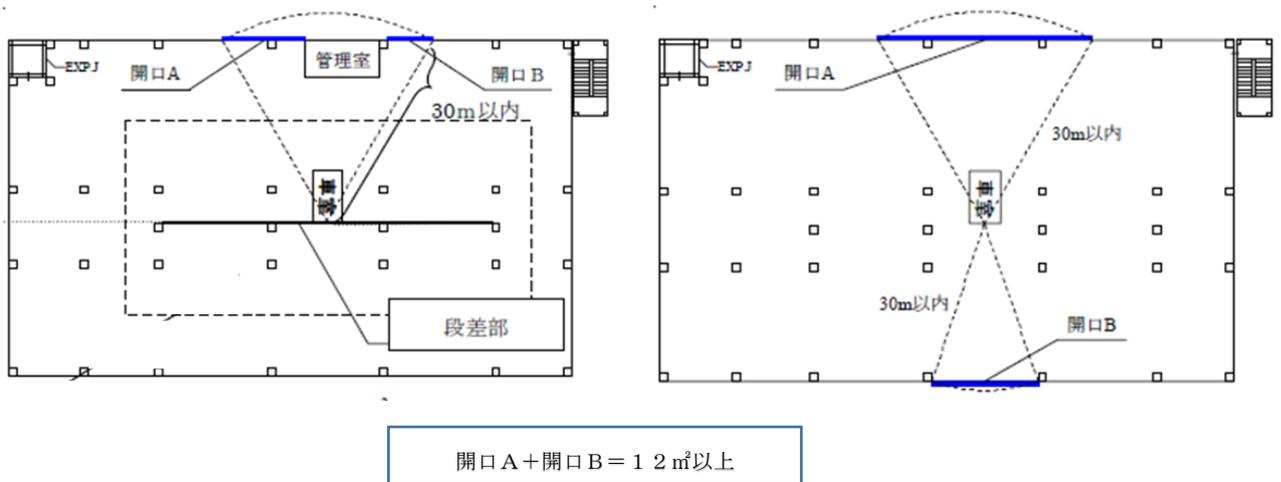
※有効開口部：床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出した梁等の下端）までの高さ1/2以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有するものに限る。

(第17-3図参照)

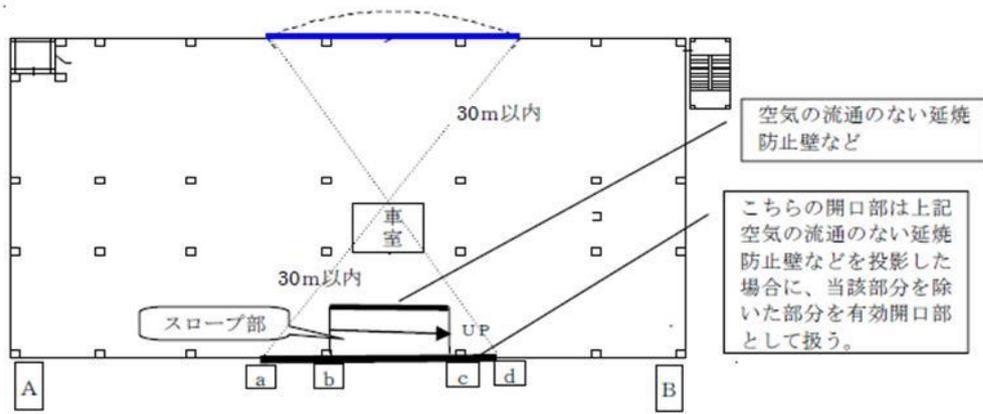
ウ 直通階段（建築基準法施行令第120条（各居室の各部分から直通階段に至る歩行距離並びに各居室、廊下及び階段等の準不燃仕上げ等の基準）に規定するもので、スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が6.5m以内に設けてあること。

エ 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5m以上の防火壁を設けること。ただし、外周部の間に1m以上の距離を確保した場合を除く。また、五層六段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間の距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5m以上の防火壁を設けること。ただし、外周部の間に3m以上の距離を確保した場合を除く。

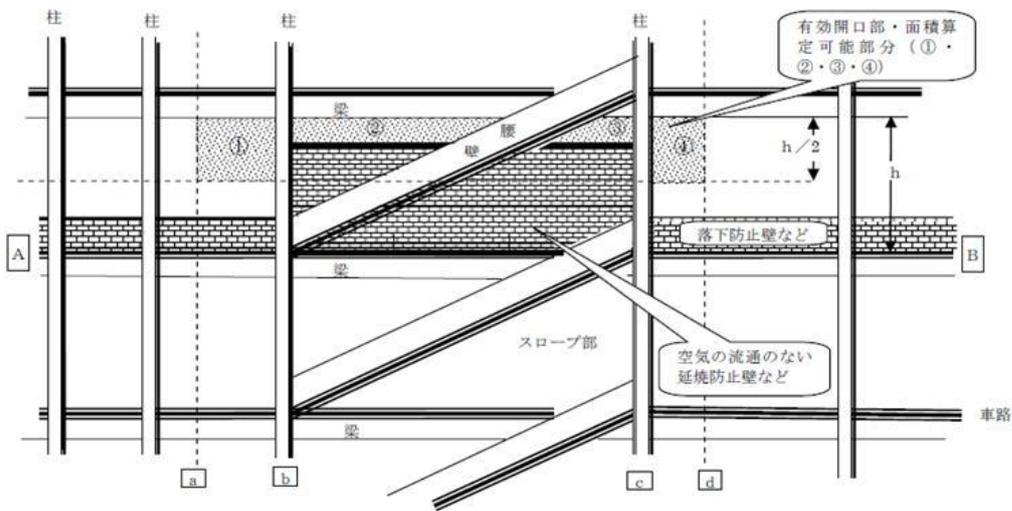
第17-1図



第17-2図



A-B外周部の拡大断面図



第17-3図

